

道央廃棄物処理組合情報公開条例

(平成26年4月11日条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）の住民（以下「住民」という。）の知る権利を具現化するため、公文書の公開を求める権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、組合の行政運営について住民に説明する責務を果たすとともに、住民の理解と信頼の下にある開かれた行政運営の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、議会、公平委員会及び監査委員をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 この条例の定めるところにより、実施機関が公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者

の権利を侵害することがないようにしなければならない。

(公文書の公開を請求することができるもの)

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)

をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他当該公文書を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開の決定等)

第7条 実施機関は、前条第1項の請求書の提出があつたときは、提出があつた日の翌日から起算して14日(同条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。)以内に、当該公開請求に係る公文書を公開する旨若しくは公開しない旨又は第11条第1項の規定により当該公開請求を拒否する旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定(以下「公開決定等」という。)をしたときは、当該決定に係る請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開決定等を行うべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨及びその理由を請求者

に速やかに通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により公文書を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときにあつては公開の場所及び日時を、公文書の公開をしない旨の決定（第12条第1項の規定による公開請求に係る公文書の一部を公開しない旨の決定を含む。以下この項において同じ。）又は公開請求を拒否する旨の決定をしたときにあつてはその理由を第2項の書面に付記しなければならない。この場合において、公開しない旨の決定をした公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、併せてその旨を付記しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第8条 公開請求に係る公文書に組合、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び請求者以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が次条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合におい

て、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

(実施機関の公開義務)

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないことと

されているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 組合と国、独立行政法人等、他の公共団体、地方独立行政法人その他公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの
- (5) 組合の機関内部若しくは機関相互間又は組合と国等との間における審議、検討、協議、調査研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、意思形成に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 組合又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの
 - ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより組合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
 - イ 評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、公開することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 法令等の定め又は実施機関が法律上従う義務を負う国若しくは北海道の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報
(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場

合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公文書の一部公開及び時限公開)

第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報を記録した部分がある場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該公文書のうち非公開情報が記録されている部分を除いて、これを公開しなければならない。

2 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、当該公文書が期間の経過により公開することができることとなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第13条 公文書の公開は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行うものとする。

2 公文書の公開は、文書又は図画について閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴その他実施機関が指定する方法により行う。

3 実施機関は、閲覧により公文書を公開する場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、前条第1項の規定により公文書を公開するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものにより公開することができる。

(費用の負担)

第14条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付を受けるものは、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(救済手続)

第15条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき処分庁又は審査庁は、当該不服申立てがあった日の翌日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。

2 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

（2）不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の法令等との調整）

第16条 この条例は、法令等の定めるところにより閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続きが定められている公文書については、適用しない。

（公文書の任意的公開）

第17条 実施機関は、この条例の規定により公開を請求できる公文書以外の公文書について、公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、当該申出に係る公文書に非公開情報が記録されている場合は、当該公文書は公開しないものとする。

3 第14条の規定は、第1項の規定により公文書の公開をする場合に準用する。（情報提供等）

第18条 実施機関は、総合的な情報公開制度を推進するため、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図り、組合の行政運営に関する正確で分かりやすい情報を住民が的確に得られるように努めるものとする。

（公文書目録の作成）

第19条 実施機関は、迅速に公文書が検索することができるように公文書目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（管理者の調整）

第20条 管理者は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、公文書の公開に関して報告を求め、又は助言することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。